

# 社会福祉法人 今山会 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3年 4月 1日～令和 5年 3月31日までの 2年間
2. 内容

目標1：出産を控えた職員へ、産前産後休業・育児休業・育児休業給付金・育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和 3年 3月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和 3年 4月～ 制度に関するパンフレットを専用ファイルにて閲覧できるようにする
- 令和 3年 4月～ 専門スタッフを選任し、相談窓口をつくる

目標2：年次有給休暇の時期指定義務の周知徹底

<対策>

- 令和 3年 3月～ 社内連絡簿に厚生労働省からの年次有給休暇の時期指定義務に関するリーフレットを貼り職員へ法改正の周知を行う
- 令和 3年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を調査し、対象の職員をピックアップする
- 令和 3年 5月～ 職員に取得時期の希望を聴取し調整後、取得していく